

パキスタンにおける児童婚・早期婚

ムハンマド・サジャド（パキスタン）

定義

児童婚の定義は 18 歳未満で結婚することであり、当事者が片方、双方どちらの場合も該当する。

世界における児童婚

児童婚は国、文化、宗教、人種の枠を超えた世界規模の問題です。中東からラテンアメリカ、南アジア、ヨーロッパに至るまで、あらゆる地域で若い花嫁が見られます。中でも、サハラ以南のアフリカと南アジアは、世界でも児童婚の割合が非常に高い地域とされています。国連児童基金（ユニセフ）の 2017 年のレポートによると、世界でもサハラ以南のアフリカにおける児童婚の割合が最も高く、若い女性の 10 人に 4 人が 18 歳未満で結婚するということです。同じく南アジアでの児童婚は 30%、中東と北アフリカが 17%、東ヨーロッパと中央アジアが 11%、ラテンアメリカとカリブ海諸国が 25%です。

パキスタンの現状

パキスタンは、児童に対するあらゆる暴力を終わらせるための南アジア・イニシアティブ（SAIEVAC）という多国間プロジェクトに加盟しています。このプロジェクトは、児童婚をなくすための地域アクションプランを策定しています。パキスタンにおける児童婚は伝統、文化、慣習に根差したものです。しかし場合によっては金銭の授受、借金の清算、娘同士の交換（「バニ」または「スワラ」：犯罪の償いとして又は紛争解決手段として女性を譲り渡すこと、「ワッタ・サッタ」：交換結婚制度）も行われます。これらは、「ジルガ」や「パンチャーヤト」と呼ばれる地域の長老者会議によって認められています。また「ダウリー（結婚持参金）」の伝統はパキスタンで広く行われており、花嫁と花婿の家族の間で結婚の前後に金銭や品物といった財の交換をするものです。このような慣習のため、女性は低年齢で結婚する傾向にあり、結果として経済的にも社会的にも家族に依存するようになります。これらの要因があいまって、女性の家庭内における意思決定の役割が制限されるため、その生産性も損なわれるのです。

i. 思春期における結婚と出産

パキスタンでは、思春期の平均年齢は、女子が 13.5 歳、男子が 15.0 歳とされています。これに対し、女性の平均初婚年齢は時代と共に 13.3 歳から 23.1 歳へと確実に上がってきていますが、それでも全体的に低い水準にとどまっています。地域差に目を向けると、都市部よりも農村部で暮らす女性の方が早婚の傾向にあります。ユニセフによる推計では、パキスタンにおける 20 歳～24 歳の女性のうち 18 歳未満で結婚した人の割合は 24.0%だということです。児童婚は、社会経済的地位が低い家庭の少女や農村部の少女に強い影響をもたらします。パキスタンでは、時間をかけて平均初婚年齢が着実に上昇してはいますが、国のデータには結婚と出産の密接な関係が表れています。つまり、20 歳未満の女性が結婚すると、ほぼ直後に妊娠していることがデータから分かります。

ii. 出生率、避妊、男児選好

パキスタンでは、2020 年までに人口の安定化を図るという人口政策の目標を掲げています。そのために、人口増加率を 1.9%から 1.3%に引き下げ、合計特殊出生率を 2.1 に抑えるとしています。しかし、このような目標の達成に向けた取り組みも、ほんのわずかな成果しか得られていません。この国の避妊普及率は依然として 27%にとどまっており、周辺諸国と比べても極めて低いと言えます。文化的に、パキスタンの若い女性は、結婚後に男児を産めることを証明することが求められています。また、夫はより多くの子どもを欲しがり、夫婦としても男児選好の傾向が強く見られます。このようなことが、出生率の高さ

と女性の避妊普及率の低さの一因となっていると考えられます。若くして子供を産む女性たちは、高い妊産婦死亡率と乳幼児死亡率に直面しています。医療へのアクセスが限られ、産前ケアが十分に受けられない状況と、このような背景とが相まって、妊産婦の健康状態の悪化を招いているのです。

iii. 男女の初婚年齢に関する政府の法的措置

パキスタンでは、1929年制定の児童婚制限法によって、法定婚姻年齢が女性は16歳、男性は18歳に定められています。2017年2月、児童婚法違反の厳罰化を図る刑法の修正案が国会で可決されました。これにより、違反者は懲役5年以上10年以下、および罰金100万ルピー以下が科せられることとなります。2014年4月には、シンド州議会が全会一致でシンド州児童婚制限法を可決し、法定婚姻年齢を18歳に引き上げ、違反すると罰せられるようになりました。国レベルにおいても、2017年5月に国民議会に同様の法案が提出されましたが、残念ながら否決されました。パンジャーブ州とカイバル・パクトゥンクワ州でも、16歳未満の婚姻について厳罰化を図る法案が可決されていますが、法定婚姻年齢を18歳に引き上げるまでには至っていません。イスラム政策に関する政府の諮問機関であり、憲法で権限を与えられているイスラム・イデオロギー評議会は、児童婚を禁じているパキスタンの法律は非イスラム的であると宣言しました。これには国内外から広く批判が寄せられています。

児童婚の深刻さ

児童婚の慣習は、男児・女児ともに影響を及ぼすことは事実ですが、その度合いは女児の方に偏っており、特に児童婚が女児にもたらす健康上の悪影響は、男児の比ではありません。パキスタンにおける児童婚の蔓延は、インド、ネパール、バングラデシュといった近隣諸国よりも幾分少ないとはいえ、相当数行われているのが現状です。他の低所得国における調査でも、児童婚が原因で妊産婦および乳児の死亡率・疾病率が高くなることが示されています。さらに、ユニセフと国際女性研究センター(ICRW)による複数の国のデータを基にしたレポートによると、幼くして結婚した女性は、大人になって結婚した女性と比較すると、概して貧しく、教育を受けておらず、農村地域在住で、医療サービスを受ける機会が少ない、という特徴が見られるということです。このように、妊産婦および乳児の死亡率・疾病率が高まるという偏ったリスクは、彼女たちを取り巻く社会経済的、文化的、構造的な脆弱性と関連していると考えられます。

結婚式の支度を整えたシンド州の16歳に満たない少女



妊娠の問題を抱えるパンジャーブ州南部の既婚少女

